

4条・・・転用する者が所有者の場合

〔4条申請書一記入例〕

様式例第4号の1

捨印

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

八百津町長

様

八百津町農業委員会長

申請者 氏名

八百津 太郎

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等								
住 所						職 業		
加茂郡八百津町〇〇〇111番地						会社員 兼 農業		
2 許可を受けようとする土地の所在等								
土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	利用 状況	10 a 当 たり普通収 穫高	耕作者の 氏名	都市計画法によ る「その他の区 域」・「都市計 画区域外」の別
		登記 簿	現況					
八百津町〇〇 字△△△	654 -1	田	田	325	一毛 作	480kg	八百津 太郎	その他の区域
同上	654 -2	畑	畑	170	野菜 畑	150kg	八百津 太郎	その他の区域
以下余白								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 45%;"> 一筆のうち一部を転用する場合は、「〇〇㎡ の内〇〇㎡」と記載し地積測量図を添付 </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 45%;"> 田の場合は一毛作、二毛作の別、 畑の場合は果樹園、茶園、野菜畑等の別 </div> </div>								
計		495㎡ (田			325㎡、畑		170㎡)	

3 転用計画								
(1) 転用事由の詳細								
用 途			事 由 の 詳 細					
農家住宅			<p>現在住んでいる家の老朽化が進んでおり、建て替えの必要があるため、新たに農家住宅を建築するものです。</p> <p>住宅建築後には現在住んでいる住宅を取り壊し、農機具倉庫を建てる予定。</p>					
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間								
許可有り次第			から			永久 年間		
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要								
工事計画	第1期	着工 年 月 日から 年 月 日まで			第2期	合 計		
	名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
土地造成				m ² 495				m ² 495
建築物	住宅	1棟	m ² 168		建ぺい率 34%	1棟	m ² 168	
小 計		1棟	168	495		1棟	168	495
工作物								
小 計								
計		1棟	168	495		1棟	168	495
4 資金調達についての計画								
造成費 450万円 建築費 1,800万円 自己資金 1,250万円 借入金 1,000万円								
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要								
	隣地	東	西	南	北			
	現況	田（承諾書有り）	宅地（自己所有）	道路	宅地			
	境界施設	コンクリート擁壁	—	—	—			
<p>家庭排水は下水道へ、雨水は集水桝を経て南側道路側溝へ排出します。</p> <p>土地利用計画図、建物平面図添付</p> <p>万一、この転用によって他に被害を及ぼしたときは、転用者の責任において解決します。</p>								
6 その他参考となるべき事項								

(記載要領)

1. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
3. 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
4. 「都市計画法による「その他の区域」・「都市計画区域外」の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
5. 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
6. 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。